

1 2 障害児支援に係る留意事項

13 障害児支援について

(1) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するために令和元年度に創設した「医療的ケア児等総合支援事業」に、令和2年度予算案では、新たに

- ・ 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・ 看護職員と就業先とのマッチング

等を行う「看護職員確保のための体制構築」を新たにメニューに追加している。

引き続き、実施主体は都道府県及び市町村であり、身近な地域で実施することは市町村で実施、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いします。【関連資料1】

(2) 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和元年度末に本格稼働予定である。

都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページ（今後公表予定）を案内いただく等により、システムの周知をお願いします。

【関連資料2】

(3) 医療的ケア児等に関するホームページについて

厚生労働省のホームページに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月に厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設した。

本ホームページには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているので参考にされたい。【関連資料3】

(掲載場所)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

(4) 聴覚障害児への支援の推進について

厚生労働副大臣、文部科学副大臣が共同議長となった「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合」において、令和元年6月に提言が

とりまとめられ、聴覚障害児の支援に関しては早期の支援が必要であるが療育の場が少ないこと、また、医療、保健、教育、福祉の連携が十分でないこと等が課題としてあげられた。これらを踏まえ、令和2年度に新たに

- ① 聴覚障害児に対応する協議会の設置
- ② 聴覚障害児支援の関係機関との連携
- ③ 家族支援の実施
- ④ 巡回支援の実施

等を行い、地域における聴覚障害児の支援体制を整備することにより、聴覚障害児に対して切れ目のない適切な情報と支援を提供することを目的とした「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を創設する。

実施主体は都道府県・指定都市であり、上記の施策の実施を検討している自治体におかれては、必要に応じ厚生労働省障害福祉課までご相談いただきたい。【関連資料4】

(5) 障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告書について

現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、平成31年2月に設置した「障害児入所施設の在り方に関する検討会」において、令和2年2月10日に最終報告書が取りまとめられた。

本報告書では、

- ・ 障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満18歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである
- ・ 現在入所している既に18歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである

との提言がなされた。

これを受けて、障害児入所施設に入所している18歳以上の方（いわゆる「過齢児」）について、令和3年度末までに障害者支援施設・グループホーム等への移行や、児者転換、障害者支援施設の併設等の施設側の移行に向けた取り組みを推進する必要がある。

そのため、各都道府県・指定都市・中核市に対し、みなし期限（令和3年3月31日）を見据えた「障害者支援施設・グループホーム等への移行」又は「児者転換」「障害者支援施設への転換」の方策の進捗状況についての調査を実施している。

本調査の結果を踏まえ、6月を目途に各自治体へヒアリングを行う予定であるので、引き続きご協力をお願いする。【関連資料5】

(6) 障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と放課後等デイサービスの指標判定の取扱いについて

障害児通所給付費等の支給決定の際に行う5領域11項目調査と、放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための指標判定については、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、「地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことから、令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の状態の判断指標の取扱いについて」により、5領域11項目調査の「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目の放課後等デイサービス指標判定調査への活用についてお示ししたところであるので、管内市区町村への周知をお願いします。【関連資料6】

(7) 就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について

令和元年10月から実施された就学前障害児の発達支援の無償化に関して、令和元年11月及び12月に国保連システムを用いて行われた障害福祉サービス等報酬請求について、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致であることによるエラーが多発している。

年度の切り替えと共に対象者の変更対応が特に多い4月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、関連資料において具体的なエラーメッセージとエラーの発生例をお示しするので、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

また、令和2年度に向けた対応として、各自治体が国保連審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和2年3月31日をもって無償化の対象外となる児童と、令和2年4月1日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体にCSVデータとして提供される予定。

CSVデータは、令和元年10月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールのリリース時点（3月下旬頃を予定）において国保連と連携している受給者台帳を元に、国保連から1回目の抽出データが各自治体へ提供される。

それ以降の抽出時点・提供希望日については、各都道府県国保連と各自治体間で調整いただきたい。【関連資料7】

(8) 厚生労働省子ども家庭局所管事業について

厚生労働省子ども家庭局で所管している事業のうち、障害児等配慮を要する子ども等への支援を行うため、令和2年度予算案において、以下の通り、新たに拡充を予定している。各自治体の障害福祉主管部局のご担当においても、ご承知お

きいただき、児童福祉主管部局と密に連携することで、障害児支援の更なる推進をお願いしたい。【関連資料 8】

① 利用者支援事業について

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

障害児、多胎児のいる家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、令和 2 年度予算案においては、特別な配慮が必要な子育て家庭等に対応するための加算を新たに計上している。

② 一時預かり事業について

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業である。

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図ることが重要である。

このため、令和 2 年度予算案において、障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設を予定している（補助基準額（案） 1 人当たり 3,600 円/日）。なお、その他、本事業について利用児童数 900 人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3 兆円超メニューの事務経費補助や次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加するなど充実を図った。

③ 医療的ケア児保育支援モデル事業について

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図り、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

令和 2 年度予算案において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

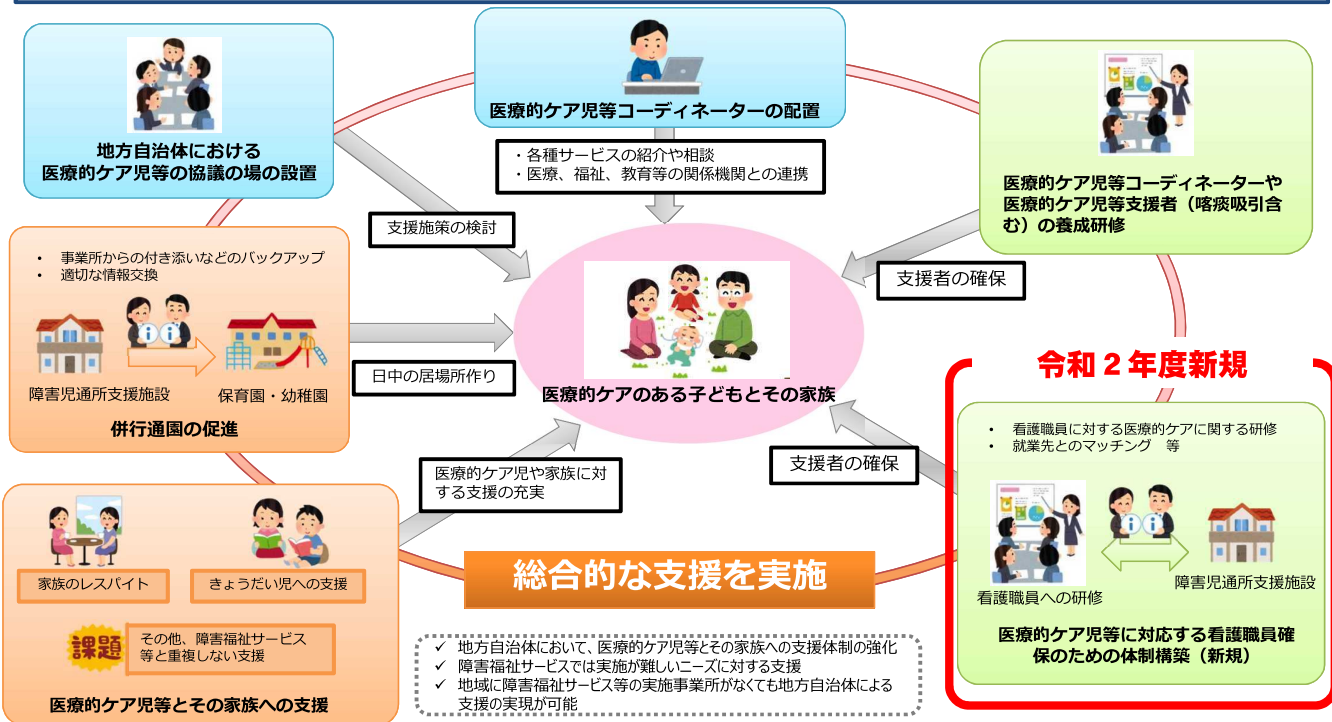
医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

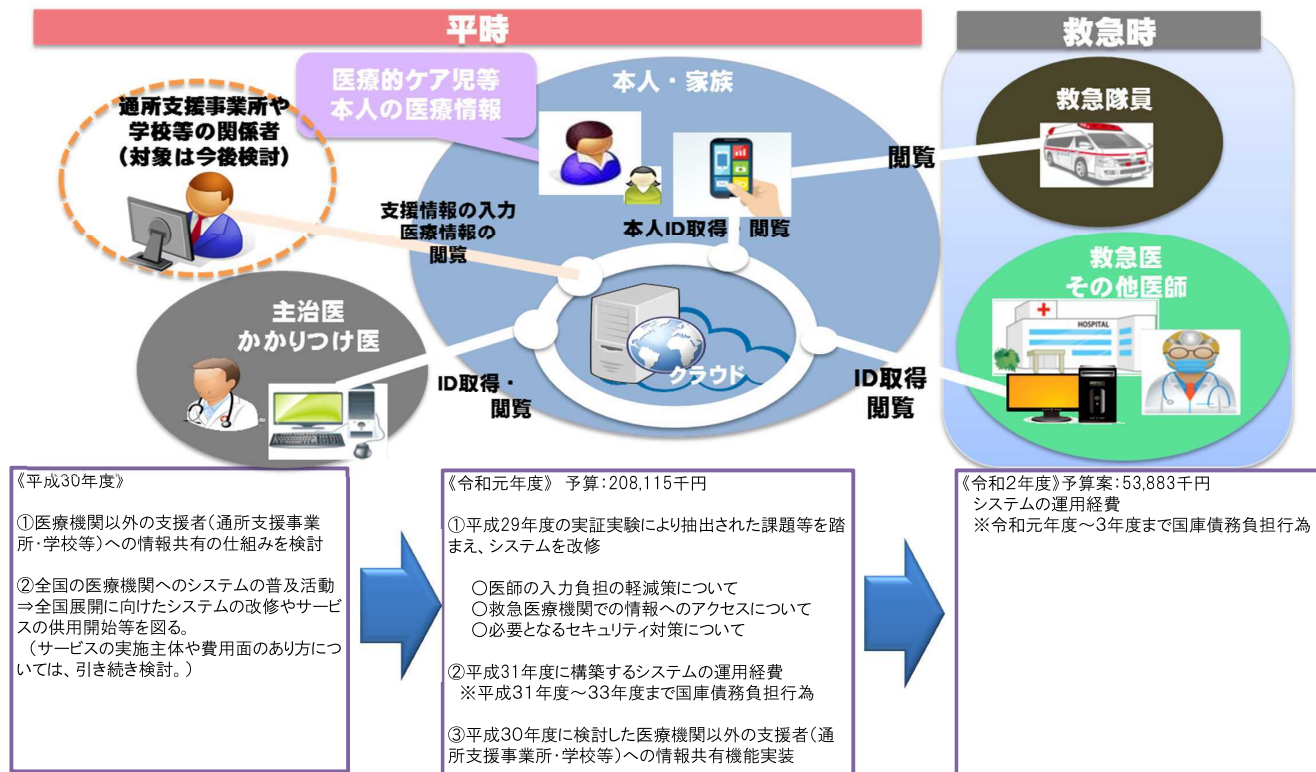
医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村 【令和2年度予算案】 地域生活支援促進事業 138,543千円（128,543千円）＜拡充＞



医療的ケア児等医療情報共有システムについて

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするため、平成28年度の調査研究及び平成29年度のプロトタイプシステムを活用した実証実験をもとに、令和元年度に全国展開に向けたシステムの改修及びプレ運用を行い、令和2年度から本格的にシステムを運用する。

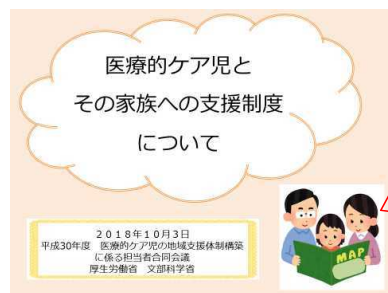


厚生労働省ホームページ 医療的ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のホームページに、医療的ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信」。

(掲載場所)
 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

- 【掲載情報】**
 医療的ケア児に関する以下の情報をご覧いただけます。
- 関係省庁及び自治体等の施策情報
 - 担当者会議(資料、動画)
 - 調査研究報告書 等

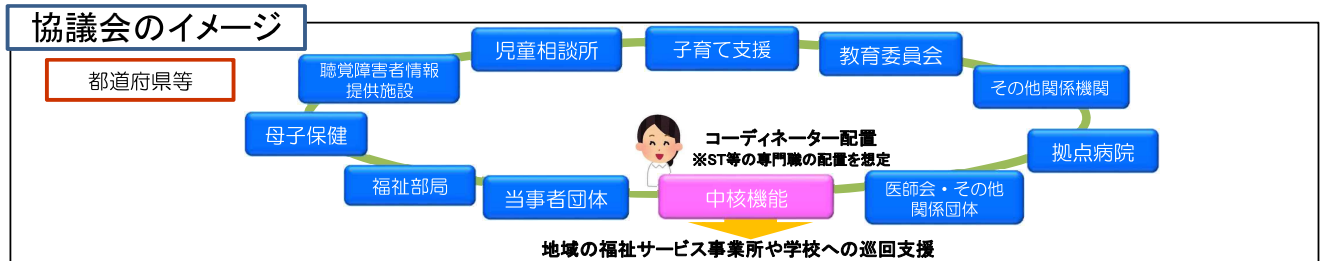


医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたもの

聴覚障害児支援中核機能モデル事業(イメージ) 関連資料4

【新規】令和2年度予算案 168,000千円

<p>目的</p> <p>聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。</p> <p>このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。</p>	<p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置 2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携 3. 家族支援の実施 4. 巡回支援の実施 	<p>実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・指定都市 <p>(委託可)</p> <p>※全国で14か所程度</p>
--	---	--



<p>中核機能イメージ</p> <p>一体型</p> <p>特別支援学校の敷地内</p> <p>空き教室等の活用を想定</p> <p>児童発達支援センター or 児童発達支援事業 ↔ 聴覚支援学校</p> <p>※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担</p>	<p>連携型</p> <p>既存の事業所の活用を想定</p> <p>児童発達支援センター or 児童発達支援事業 ↔ ST等の派遣 ↔ 聴覚支援学校</p> <p>※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担</p>	<p>派遣型</p> <p>都道府県等 ST等雇用</p> <p>ST等の派遣 ↓ 児童発達支援センター or 児童発達支援事業</p> <p>ST等の派遣 ↓ 聴覚支援学校 or 特別支援学校</p>
--	---	--

聴覚障害児支援中核機能モデル事業実施要綱（案）

1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び政令指定都市であって、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部においてモデル事業としての採択が適当と認めたもの（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めらるものとする。

3 事業の対象

都道府県等が行う聴覚障害児支援のための中核機能の構築

4 事業の内容

聴覚障害児の支援体制を整備するため、次の（１）～（４）の事業をすべて実施する。なお、あらかじめ厚生労働省に申請して認められた場合は、（１）～（４）の実施に加えて聴覚障害児の支援のための独自の事業に取り組むことも可能とする。

（１）聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協議会を設置する。地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第 89 条の 3 における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。

（２）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健と切れ目なく連携しつつ、既存の児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）と連携強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

（３）家族支援の実施

保護者に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

(4) 巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への巡回支援を行う。

5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記4に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

6 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性
 「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達の保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ケア単位の小規模化の推進 施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携 新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進 医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援
2)自立支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 早い段階から退所後の支援に取組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進 18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過剰児問題」) ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみならず規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 以上の施策を円滑に進めるための諸措置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施 地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援 肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討
3)社会的養護機能	<ul style="list-style-type: none"> 心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施 児童相談所との連携 保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達 	
4)地域支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進 障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所が地域の中で計画・運営されるよう次期障害児福祉計画の中で明示
5)その他	<ul style="list-style-type: none"> 契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有 運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケート制度を参考とした障害児の意見表明の促進 入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討 入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化 市町村への入所決定権限付与についての検討 現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ 	

➤厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

障害児入所施設の現状

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

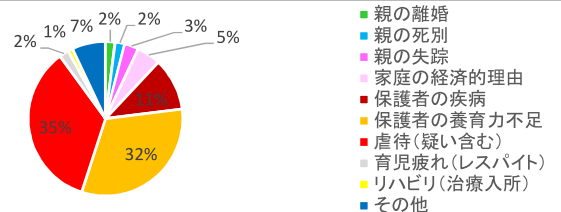
	福祉型					医療型			合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	重心	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の人数
 ※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている
 出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設の入所理由

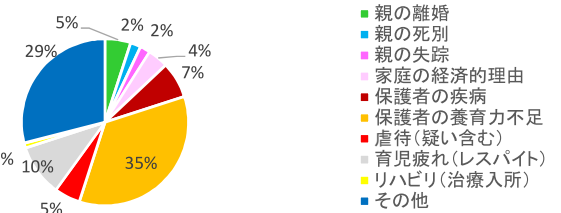
措置

n=4247



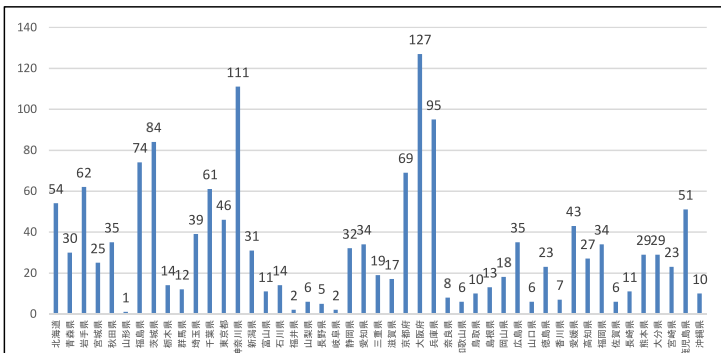
契約

n=2682



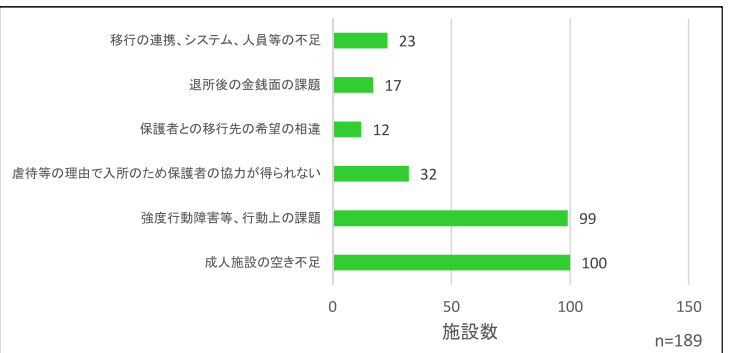
※ 「保護者の養育力不足」の実態の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。
 出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における過剰児の数(都道府県別)



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



※ 複数回答
 出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)

「障害児入所施設の移行状況調べ」の実施について

○ 本報告の中で、

- ・ 障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満18歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである
- ・ 現在入所している既に18歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである

との提言がなされたことを受け、障害児入所施設に入所している18歳以上の方（いわゆる「過齡児」）について、令和3年度末までに障害者支援施設・グループホーム等へ移行や、児者転換、障害者支援施設の併設等の施設側の移行に向けた取り組みを推進する必要がある。

- そのため、各都道府県・指定都市・中核市に対し、みなし期限（令和3年3月31日）を見据えた「障害者支援施設・グループホーム等への移行」又は「児者転換」「障害者支援施設への転換」の方策の進捗状況についての調査を実施している。
（自治体回答メ切：5月29日）
- 本調査の結果を踏まえ、6月を目途に各自治体へヒアリングを行う予定。

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と
放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の
状態の判断指標の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

障害児通所給付費等の支給決定に当たっては、平成24年3月30日障発0330第14号障害保健福祉部長通知「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の「別表 調査項目（5領域11項目）」（以下「5領域11項目調査」という。）を用いて判定を行っていただいております。放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための児童の状態の判断については、平成24年厚生労働告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の「別表第2」（以下「放デイ指標判定調査」という。）を用いて判定を行っていただいているところですが、このたび、これらの調査項目・指標判定を併せて実施する場合の取り扱いについて、下記の通り実施することが可能であることを改めてご案内するとともに、判定例を別紙の通りお示しいたしますので、管内市区町村への周知方よろしく願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

5領域11項目調査の聞き取りを行う際、「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目について、別紙対応表を参考に、5領域11項目調査の聞き取り結果を放デイ指標判定調査に活用することにより、聞き取り時間の短縮及び調査対象となる児童・保護者の負担軽減を図られたい。

5領域11項目調査と放デイ指標判定調査の関連項目対応表

5領域11項目		放課後等デイサービス指標	
項目	判断基準	調査項目	
① 食事	全面的に介助を要する。(全介助) おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
② 排せつ	全面的に介助を要する。(全介助) 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
③ 入浴	全面的に介助を要する。(全介助) 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
④ 移動	全面的に介助を要する。(全介助) 手を貸してもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
⑤ 行動障害および精神症状	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	大声・奇声を出す	行動障害 4-7
		多動・行動停止	行動障害 4-19
		不安定な行動	行動障害 4-20
		突発的な行動	行動障害 4-24
	(2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。	異食行動	行動障害 4-16
		過食・反ずう等	行動障害 4-25
	(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	自らを傷つける行為	行動障害 4-21
		他人を傷つける行為	行動障害 4-22
不適切な行為		行動障害 4-23	
(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	そううつ状態	行動障害 4-26	
(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。	反復的行動	行動障害 4-27	
(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない。	コミュニケーション	意思疎通 3-3	
	説明の理解	意思疎通 3-4	
	対人面の不安緊張、集団への不適応	行動障害 4-28、4-33	
(7) 学習障害のため、読み書きが困難。	読み書き	意思疎通 3-5	

※「⑤行動障害および精神症状」については、障害支援区分における認定調査項目番号を付記している。

支援を要する頻度についての考え方(既存の整理の再掲であり、新たな見解を示すものではありません)		
ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。	5領域11項目と同様だが、支援の頻度の判断に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」(厚生労働省)に示す ・意思疎通項目については、「できたりできなかったりする場合は」「できない状況」に基づき判断する ・行動障害項目については、行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する 等の基本的な考え方に準拠する (平成30年7月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」より 一部追加)
週1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。	
月に1回以下の支援が必要/支援が不要	該当項目なし	

国保連システムにおける請求エラーについて(注意喚起)

障害福祉サービス等報酬の令和元年11月及び12月請求分において、就学前障害児の発達支援の無償化によると思われる請求エラー及び警告が多数発生している。特に以下2つのエラーについては、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致により発生している可能性があるものである。

年度の切り替えと共に対象者の変更対応が特に多い4月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

エラーコード	エラーメッセージ	エラーの内容・発生例
EN29	請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません	<p>【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が0円以外で請求がなされた場合に出力されます。</p> <p>▼発生例①（自治体の事務が誤っているケース） 事業所は無償化対象でない児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象外」とすべきところ、誤って「対象」としてしまった。</p> <p>▼発生例②（事業者の事務が誤っているケース） 自治体は無償化対象児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担額を「0円」とすべきところ、誤って利用者負担を取った状態の請求をしてしまった。</p>
EN21 (※)	請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません	<p>【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の項目（「無償化対象区分」等）が「対象外」あるいは未設定の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が1割相当額ではない額で請求がなされた場合に出力されます。</p> <p>▼発生例①（自治体の事務が誤っているケース） 事業所は無償化対象児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象」とすべきところ、誤って「対象外」としてしまった。</p> <p>▼発生例②（事業者の事務が誤っているケース） 自治体は無償化対象でない児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担を取るとすべきところ、誤って利用者負担額を「0円」として請求してしまった。</p>

(※) エラーコードEN21は無償化実施以前から存在するコードですが、今般の無償化に伴い本エラーが多発しているために注意喚起を促すものです。

就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について②

翌年度の無償化対象児童・対象外児童の抽出について

- 翌年度に向けた対応として、各自治体が国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和2年3月31日をもって無償化の対象外となる児童と、令和2年4月1日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体にCSVデータとして提供される予定。
- CSVデータは、令和元年10月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールの実行時点において国保連に連携している受給者台帳を元に、国保連から抽出データが各自治体へ3月目処に提供される予定。

(参考) 無償化対象児童数

就学前障害児の発達支援の無償化の対象は以下のとおり。（令和元年10月1日時点）

	3歳児	4歳児	5歳児	計
都道府県・指定都市・中核市	11,492人	14,004人	15,809人	41,305人
その他の市区町村	16,940人	20,997人	24,539人	62,476人
計	28,432人	35,001人	40,348人	103,781人

※ 各年齢階層は満年齢でなく、平成31年4月2日現在の年齢に基づく。

(厚生労働省 障害保健福祉部障害福祉課調べ)

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

母子保健型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所での、
 - 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
 - 子育て支援に関する情報の収集・提供
 - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
 →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
 - 地域に展開する子育て支援資源の育成
 - 地域に必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
	7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】	夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応(新規)
	1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

○実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

【令和2年度新規】特別支援対応加算

配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置した場合に加算を行う

一時預かり事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和2年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額2,607千円～47,481千円

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）※令和2年度予算案においては、障害児を受け入れた際の日額単価を抜本的に充実。

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

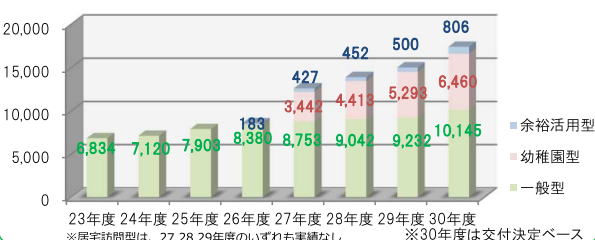
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 令和2年度等における対応（拡充）

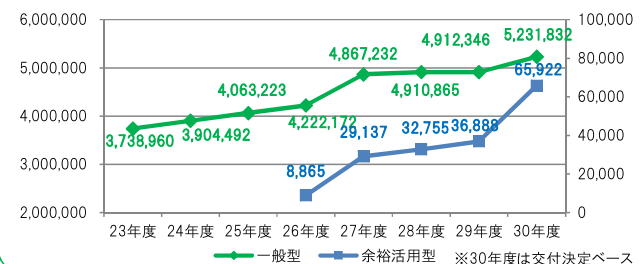
○ 別紙参照

3. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業の充実について

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施する。

1. 一時預かり事業の充実

(1) 処遇改善

➤ 利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充

配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。

※ 補助基準額 (例: 保育所以外・年額) (案)
 利用児童数300人未満 2,607千円 (+1,225千円)
 300人~900人未満 2,880千円 (+1,185千円)

➤ 利用児童数に応じた補助基準額の設定

年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。

(2) 0.3兆円超メニュー (質の向上)

➤ 0.3兆円超メニュー「一時預かり事業の充実」

一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。

※ 補助基準額 (案)
 ① 非常勤職員単価 1人当たり 1,630円/日
 ② 家賃補助単価 1か所当たり 850,000円/年

(3) 特別支援加算の創設

➤ 障害児及び多胎児家庭への支援の充実

職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。

※ 補助基準額 (案) 1人当たり3,600円/日

2. 一時預かり事業への整備費の創設

➤ 一時預かり事業を新設する場合の補助制度の創設

いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場において実施することが出来るよう、一時預かり事業の整備費を創設し、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに追加。

※ 交付算定基礎額 (案) (次世代育成支援対策施設整備交付金)
 交付基礎点数 8,330点に1,000円を乗じた額 (地域子育て支援拠点事業所と同数)

3. 業務のICT化 (令和元年度補正予算案)

➤ 業務 (予約・キャンセル等) のICT化

空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助。

※ 補助基準額 (案) (保育対策総合支援事業費補助金)
 ① 1自治体当たり 8,000千円 (国1/2、市区町村1/2)
 ② 1施設当たり 1,000千円 (国1/2、市区町村1/4、事業者1/4)

医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算: 394億円の内数 → 令和2年度予算案: 394億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者 (医療的ケア児保育支援者) を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和2年度予算案における対応《拡充》

【課題】

- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所において受入れが可能かどうか、関係者間で検討する必要がある。

【対応】

- 都道府県等における受入れの判断をするための検討会の設置など、環境整備を図るための事業費補助 (旅費、謝金、会議費等) を創設する。

検討会の設置



< 主な役割 >

- 医療的ケア児の受入れについて検討。
- 関係機関との連絡体制の構築
- 施設や保護者との調整
- 支援計画の策定

【補助基準額 (案)】

- 基本分単価 [1市区町村当たり年額 7,915千円]
 - ① 看護師等の配置 (5,100千円)
 - ② 補助者の配置 (2,100千円)
 - ③ 研修の受講支援 (300千円)
 - ④ 事業費 (415千円)
- 加算分単価 [1市区町村当たり年額 2,650千円]
 - ⑤ 支援者の配置 (2,100千円)
 - ⑥ ガイドラインの策定 (550千円)

【実施か所数】

令和元年度 (申請ベース) : 73か所

(北海道) 札幌市、上富良野町、音更町、蘭越町、(青森県) 五所川原市、(宮城県) 仙台市、(福島県) 南相馬市、(栃木県) 鹿沼市、(埼玉県) 上尾市、鶴ヶ島市、(千葉県) 千葉市、松戸市、佐倉市、習志野市、浦安市、山武市、匝瑳市、(東京都) 八王子市、国立市、東大和市、(神奈川県) 川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、(新潟県) 上越市、長岡市、(福井県) 福井市、小浜市、勝山市、鯖江市、永平寺町、南越前町、(長野県) 松本市、伊那市、朝日村、南箕輪村、木曾町、(愛知県) 名古屋市長久手市、(三重県) 伊勢市、(滋賀県) 近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、(京都市) 京都市、宮津市、長岡京市、亀岡市、城陽市、(大阪府) 大阪市、堺市、茨木市、箕面市、岬町、(鳥取県) 米子市、(岡山県) 岡山市、津山市、(広島県) 東広島市、世羅町、(高知県) 高知市、(福岡県) 福岡市、北九州市、久留米市、小竹町、筑前町、(長崎県) 松浦市、佐々町、(熊本県) 菊池市、(鹿児島県) 霧島市、(沖縄県) 宜野湾市

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る (60か所 → 90か所)。

実施主体・補助割合

- 都道府県、市区町村
- 国: 1/2、都道府県・指定都市・中核市: 1/2 国: 1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4